

総合評価落札方式における新たな 入札契約方式（SI型）に関する報告

国土技術政策総合研究所 ○遠藤 弘氣
国土技術政策総合研究所 山谷 光幸

国土技術政策総合研究所 松田 奈緒子
国土技術政策総合研究所 田嶋 崇志

1. はじめに

我が国では、平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、「品確法」という）において、「公共工事の品質は経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素を考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」という基本理念のもと、総合評価落札方式の適用拡大を図り、現在ではほぼ全ての直轄工事で総合評価落札方式が適用されている。

技術的工夫余地の多い工事において、競争参加者の技術提案の中から優れた提案を採用する技術提案評価型（S型）が適用されているところであるが、高い技術力を持つ企業・提案を適切に評価し、工事品質を向上させるという総合評価の目的を鑑みると、現状の技術提案評価型（S型）は、技術提案の費用面や、仮設や工法の変更を伴う技術提案は認められておらず、技術提案テーマ設定に工夫の余地が少ないという課題がある。

また、近年社会資本整備を取り巻く建設産業の情勢として、担い手不足解消のための生産性向上や安全性の確保、カーボンニュートラルの実現への貢献のため、建設業においても脱炭素化の取組、老朽化が進む既存のインフラを供用しながらの整備といったインフラ利用者の安全確保等、解決すべき喫緊の課題を抱えている。一方で、現状の技術提案評価型（S型）は、新技術の官積算への適用に一定の期間を要し、かつ仕様の変更を伴う技術提案は認められておらず、課題解決のため、費用を伴う発展的な提案はしにくい状態となっている。

このような課題に対し、令和6年6月に成立した改正品確法により、VFM（Value for Money）の考え方方が追記された。この考え方に基づき、発注者が標準的な仕様（案）を確定できる工事においても、軽微な仕様変更を伴う提案を認めつつ、それにより生じた品質向上等の効果を、一定の範囲内で適切に費用計上できる新たな入札契約方式である技術提案評価型（SI型）（以下、「SI型」という）について検討を行った。

本稿では、VFM（Value for Money）の考え方に基づく新たな入札契約方式SI型に関する報告を行う。

2. 品確法改正を踏まえた新たな入札契約方式

2-1 SI型の概要

SI型は一般競争入札・総合評価落札方式の技術提案評価型に位置づけられる発注方式であり、S型と同様、標準的な仕様を設定でき、技術的工夫の余地が大きい工事での適用を行う。

表-1に技術提案評価型S型とSI型の制度の比較を示す。仮設物、工法、目的物の軽微な変更を伴う技術提案が「技術向上提案」として認められれば、更なる品質向上、効率化、安全性、環境等に寄与する技術提案を行うことが可能となる点が現行S型と異なる。

期待できる効果として、技術向上提案の提案技術の実施に要するコストは予定価格に含まれず、発注者の指示により変更契約の対象とするため、SI型は現行S型に比べ費用面の問題が軽減され、発展的な提案が出てくるであろう点が挙げられる。なお、国土交通省発出の「総合評価落札方式技術提案評価型SI型試行実施要領¹⁾」より、技術向上提案の採用にかかる金額について、予定価格の5%を上限とすることとされている。

本方式の適用により、品質、環境、建設現場の安全性、生産性等のさらなる向上や新技術・工法等

表-1 技術提案評価型S型とSI型比較

| タイプ | S型（現行制度） | SI型（試行） |
|--------|--|---|
| 技術提案内容 | ● 従来の技術提案 | ● 従来の技術提案 ● 技術向上提案 (価値の最も高い新技術、資材、機材、工法等) |
| 技術評価点 | ● 標準点 ● 施工体制評価点 ● 従来の技術提案の点数 | ● 標準点 ● 施工体制評価点 ● 従来の技術提案の点数 ● 技術向上提案の点数 |
| 設計変更 | ● 従来の技術提案による設計変更は行わない ※ 技術提案コストは施工者負担 | ● 従来の技術提案による設計変更は行わない ● 技術向上提案による設計変更を行なう（上限あり） |

の活用が期待されるテーマを設定することが可能となる。具体的には、導入にかかるコストが障害となり、現行の調達制度の中で普及が進みにくい工法や、より安全性の高い工法、点検困難箇所への維持管理性の高い仕様の採用等を想定している。

また、民間の技術力を活かすという観点では、技術提案・交渉方式の適用も選択肢として存在する。本本式は発注者が仕様を確定できない工事、または発注者が仕様の前提条件を確定できない工事において適用しており、民間の技術力を生かした施工計画の立案による工期の短縮等に効果もあるが発注手続きの負担が大きい面もある。それに対し、SI型は技術提案・交渉方式と比べ発注手続きの負担が小さく、仮設物、工法、目的物の軽微な変更を伴う技術提案を求めることが出来る方式である。

2-2 SI型の試行事例

国土交通省においては令和7年度より、SI型の試行工事を発注する予定である²⁾。今回の試行においては、通常技術提案テーマと技術向上提案テーマを双方1つずつ設定することを標準とし、テーマの総数は競争参加者の過度な負担にならない範囲で設定する。

SI型の試行の1例として、山岳トンネル工事において、「省人化施工試行工事（トンネル）」である旨を入札公告に明示し、省人化を目的とした自動施工技術に関する工事が予定されている³⁾。本試行により、自動施工技術活用に関する実施要領や積算基準等の技術基準類が整備され、今後現場での活用や技術開発の促進が期待される。国土交通省においては、担い手不足解消を目的として省人化、安全確保等を目標としてi-Construction 2.0を推進しており、今回の試行により、図-1に示す本フローの中でトンネル自動施工に係る技術提案を求めて省人化に資する新技術の開発を促すものである。

本事例のように、SI型の適用により、入札契約の段階から仕様の変更等の技術提案を可能にすることで、施工者の知見を活用して懸念事項や社会的課題の解決を図ることを目指す。

3. おわりに

今回、現在の総合評価落札方式のうち、令和6年6月に決定した改正品確法を踏まえた新たな入札契約方式であるSI型の概要や試行例を報告した。

SI型については現在、制度の考え方が示されたところであるが、地方整備局等試行による効果や課題の確認、改善を行い、「国土交通省直轄工事における総合評価方式の運用ガイドライン⁴⁾」、「公共工事における入札契約方式の適用に関するガイドライン⁵⁾」等を改定し、本格運用を行う予定となっている。

今後、国土交通本省等と連携し、SI型に関するフォローアップ調査等を行い、今後の制度の改善に資する分析等を行って参りたい。

REFERENCES

- 1) 国土交通省：総合評価落札方式 技術提案評価型SI型 試行実施要領（令和7年5月14日発出）
- 2) 国土交通省：令和6年度建設生産システムシステム部会第2回（令和7年3月7日開催）
- 3) 国土交通省：「山岳トンネルの省人化施工に関する試行工事を開始します～i-Construction2.0 施工のオートメーション化に向けた取組を推進～」（令和7年3月13日発出）
- 4) 国土交通省：国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン（令和5年3月）
- 5) 国土交通省：公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン（令和4年3月改正）



図-1 トンネル掘削（発破作業）のフローチャート